

基監発第 0602001 号

平成 15 年 6 月 2 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局監督課長

平成 15 年度における労働条件制度整備支援事業の実施について

平成 7 年 8 月 17 日付け基発第 514 号「労働条件制度整備支援事業の実施について」をもって指示された標記については、本年度においては、社団法人全国労働基準関係団体連合会（以下「全基連」という。）の会長通知（別添 1）のとおり実施することとされたので、本事業の運営が円滑に行われるよう、必要な協力、援助方お願いします。

なお、本事業の実施に関する留意事項について、全基連事務局長から都道府県支部事務局長に対し、別添 2 のとおり通知されているので参考までに送付する。

全基連発第 51号

平成15年4月1日

全基連各都道府県支部長 殿

(社) 全国労働基準関係団体連合会

会 長 三 善 信 一

平成15年度労働条件制度整備支援事業の実施について

平成15年度の標記事業については、厚生労働省からの委託を受けた(社)全国労働基準関係団体連合会(以下「全基連」という。)が、別添「労働条件制度整備支援事業実施要綱」により、平成13年度に推進団体として指定した日本在宅介護協会(以下「在宅協」(ざいたくきょう)という。)に対する3年目事業を実施することになりますが、ついては、下記により、本事業の適切な推進が図られるよう、ご配慮方をお願いします。

なお、本事業の実施に関して、厚生労働省労働基準局監督課長から各都道府県労働局長に対し別途指示がなされる予定であり、その際はその写しを送付するので、念のため申し添えます。

記

1 平成15年度の事業内容について

該当推進団体にかかる事業内容は、次のとおりである。

(1) 在宅協労働条件制度整備支援事業(3年目事業)

① 労働条件制度整備推進委員会の開催

本年度の事業推進にかかる必要事項を検討するため、前年度に引き続き在宅協労働条件制度整備推進委員会を設置し、効果的に開催する。

② 労働条件実態調査の実施

在宅協に対する本事業は平成15年度が最終年度となるので、これまでの事業推進の成果及び今後の課題等を把握するため、平成15年9月に、

各都道府県の会員傘下事業場を対象とする第2回目の労働条件実態調査(フォロー調査)を実施する。

③ 在宅協労働条件制度整備推進リーダー(以下「在宅協推進リーダー」という。)による巡回指導等の実施

本年度は、本事業活動の一環として、引き続き各都道府県の在宅協推進リーダーが、6月～8月頃までの間を中心に、各都道府県の会員傘下事業場に対して更に労働条件制度の改善整備を啓発するための巡回指導又は各種会合等を利用した指導等働きかけを実施することとしているので、全基連支部は、本年5月頃に、関係者との支部打合せ会議を行うなどして、同推進リーダーに対し、具体的な指導等の実施方法、時期及び活動旅費の支給手続等について必要な助言や説明等を願いたいこと。

なお、今年度も事業主に対する啓発用リーフレット(「労働条件制度などの見直し、改善を進めていますか」)を別途作成し、会員企業に直接配付する予定である。

④ 事業の総括

在宅協労働条件制度整備推進委員会において、第2回目の労働条件実態調査結果を踏まえ、事業の取りまとめと総括を行う。

⑤ 在宅協推進リーダー全国会議の開催

本事業のこれまでの推進状況及び今後の課題等を説明し、本事業の総括を行うため在宅協推進リーダー全国会議を平成16年3月に東京都内で開催する予定である。

なお、同会議には、全基連支部担当者の出席は予定していない。

2 都道府県の在宅協推進リーダーとの連携について

本事業の運営は、在宅協がその「労働条件制度整備支援事業実施要綱」に基づき、自主的、計画的に活動することを基本としているが、本事業がその趣旨に沿い、効果的に運営されるためには、各都道府県において在宅協会員傘下事業場に対する労働条件の改善整備促進に向けた指導等の実施等が的確に行われることが必要であるので、全基連支部は、当該団体の都道府県推進リーダーとの間で意思疎通を図り、上記指導等の実施及び必要な事務手続き等について説明や調整を行っていただきたいこと。

3 全基連支部における事務処理等について

(1) 事業経費の支払

- ① 在宅協の推進リーダーの活動旅費については、別途連絡するところにより、所定の金額を支払っていただきたいこと。
- ② 同推進リーダーに対する謝金については、別途連絡するところにより、各都道府県の推進リーダー(本部推進リーダーを含む。)に対して支払っていただきたいこと。
- ③ 全基連支部の管理費及び全基連支部等の打ち合わせ会議の出席旅費等については、別途連絡するところにより、支払っていただきたいこと。

(2) 事業経費の交付

本年度の事業経費については、別紙1「労働条件制度整備支援事業経費交付内訳書」により、全基連支部に資金交付する予定であること。

(3) 事業経費支払済額報告

全基連支部は、平成16年3月末日までに、別紙2「平成15年度労働条件制度整備支援事業経費支払済額報告書」を、全基連経理部あて報告していただきたいこと。

別紙1、2(略)

1 趣旨

労働条件面における問題点や課題は、業種・業態等によって多種多様であることから、労働条件制度の整備を効果的、効率的に推進するためには、このような業種・業態等の実情を踏まえつつ取り組んでいく必要がある。

このため、業界団体の活動を通し、当該業界が抱える労働条件制度面での問題点を的確に把握し、その整備方策を検討するとともに、労働条件制度の整備に向けた自主的かつ計画的な取組を推進することを目的として労働条件制度整備支援事業を実施することとする。

2 事業の実施方法

本事業は、厚生労働省労働基準局長が社団法人全国労働基準関係団体連合会（以下「全基連」という。）に委託して実施する。

3 事業の内容

（1）推進団体の指定

全基連は、上記1の趣旨を踏まえ、次の①の要件に該当する業界団体の申請に基づき、労働条件制度整備推進団体（以下「推進団体」という。）を指定する。

① 指定の要件

イ 労働条件制度の整備が求められる業種又は労働条件制度の整備に意欲的な業種の業界団体であること。

ロ 全国に団体の支部を置いている等組織的基盤が整っていると認められる業界団体であること。

ハ 構成員の数が、事業の実施に適正な数と認められる業界団体であること。

② 指定期間

指定期間は、指定の日から3年度目の3月31日までとする。

（2）推進団体の活動

① 労働条件制度整備推進委員会の設置

推進団体の本部に次の事項を検討するための機関として労働条件制度整備推進委員会を設置する。

イ 事業実施要綱の策定

ロ 実態調査票の作成並びにその結果の分析及び検討

ハ 労働条件制度整備推進マニュアルの作成

ニ 講習会の実施

ホ 事業の総括及び事業終了後の対応等の検討

ヘ イからホまでに掲げるもののほか、労働条件制度の整備の推進に関する事項等

② 労働条件制度整備推進リーダーの選任等

イ 事業を円滑に運営するため、推進団体本部及び支部ごとに労働条件制度整備推進リーダーを選任する。

ロ 労働条件制度整備推進リーダーは、本部及び支部の本事業における推進役として、労働条件に関する問題点の把握、労働条件改善指導等を行う。

ハ 労働条件制度整備推進リーダーの連絡調整を行うため、必要に応じ労働条件制度整備推進リーダー全国会議を開催する。

③ 実態調査の実施

推進団体の構成員事業場における労働条件制度整備面の問題点等を的確に把握するため、労働条件制度に関する実態調査を行うものとする。

④ 労働条件制度整備支援講習会の実施

推進団体の構成員事業場を対象に、労働基準法等関係法令及び労働条件制度の整備に関する具体的知識を付与するため労働条件制度整備支援講習会を実施する。

(3) 推進団体の構成員事業場の活動

推進団体の構成員事業場は、労働条件制度整備推進リーダーの助言指導を受けて、労働条件制度の整備に取り組むこととする。

全基連発第 5 1 号の 2

平成 1 5 年 4 月 1 日

各都道府県支部

事務局長 殿

(社) 全国労働基準関係団体連合会

事務局長

平成 1 5 年度労働条件制度整備支援事業の実施に関する留意事項について

標記については、平成 1 5 年 4 月 1 日付け全基連発第 5 1 号「平成 1 5 年度労働条件制度整備支援事業の実施について」をもって通知したところですが、本年度の事業の具体的な運用に当たっては、下記に留意されるようお願いいたします。

記

- 1 労働条件制度整備推進リーダーによる巡回指導等の実施について
 - (1) 在宅協は本年度が最終年度の事業であり、この 9 月には第 2 回目の労働条件実態調査（フォロー調査）を実施するので、その都道府県推進リーダーによる会員傘下事業場に対する巡回指導等の実施は、本年 6 月から 8 月までの間に行うことが基本となります。推進リーダーが実施する指導等の内容は、一般的には講習会等不参加事業場等を個別に訪問し、リーフレットを活用しながら労働条件の改善整備を勧奨する、あるいは事業主らが集まる各種会合の機会等を利用して労働条件の改善整備を勧奨することなどが考えられますが、具体的な活動内容は各団体の事情も考慮し、各推進リーダーとの打合わせ会議の場等で効果的で実行可能なものを決めていただきたいこと。
 - (2) 本年度は、上記（1）の都道府県推進リーダーの活動旅費を別途 1 団体分

計上し、全基連支部に資金交付することとしていますので、下記2の(1)により適切に支払って下さい。

2 事務処理等について

(1) 労働条件制度整備推進リーダーの活動旅費の支払い等について

① 出張報告書の提出等

都道府県推進リーダーの活動後は、速やかに全基連支部に別添様式第1号「労働条件制度整備改善指導出張報告書」を提出させ、内容の確認をしてください。なお、同報告書は全基連支部で保管して下さい。

② 旅費の支払い等

都道府県推進リーダーが行う会員事業場に対する巡回指導等の活動旅費額については、「全基連支部業務における旅費支給基準」に基づき算定し、別添様式第2号「労働条件制度整備改善指導出張旅費請求書兼領収書」を作成の上、支払って下さい。

なお、上記算定にあたって、同推進リーダーは原則として、「全基連支部事務局長(9級)」に相当する者として扱うとともに、旅費の支払いは、原則、精算払いとして下さい。

(2) 労働条件制度整備推進リーダーに対する謝金の支払いについて

推進リーダー(団体本部の推進リーダーを含む。)については、謝金として1名につき年間10,780円(消費税別)を年度末に支払って下さい。

なお、推進リーダーは、一部の都道府県では2名以上が配置されていますが、各人毎に同上の謝金を支払って下さい。

(3) 都道府県推進リーダー等との打合わせ会議の開催について

推進団体の都道府県推進リーダー等との打合わせ会議は、全基連支部が各推進リーダー及び都道府県労働局等と連携の上、開催して下さい。同会議における打合せ事項は、例えば①会員傘下事業場に対する巡回指導等の実施、②謝金、旅費の支払方法等が考えられますが、その他本事業運営のため必要と思われる事項について適切に行って下さい。

また、同会議の出席者(行政職員を除く。)に対する旅費及び会議費として所要の経費を交付します。

(4) 全基連支部管理費について

本事業運営のための全基連支部管理費として、次の経費を交付します。

① 謝金

労働条件制度整備支援事業にかかる指定団体の指導等のための支部担当者謝金として、所要額(1日6,080円×5日分)を交付します。

② 旅費

全基連支部職員が行う全基連本部との打合わせ等のための必要な旅費として、所要額を交付します。

なお、各都道府県推進リーダーの在宅協推進リーダー全国会議への出席旅費については、全基連本部が直接、同推進リーダーに対して支払います。

③ 庁費

全基連支部における本事業の年間事務的経費として、50,000円を交付します。

別添様式1、2号(略)